

政 情 発 0904 第 2 号
令 和 8 年 9 月 4 日

都 道 府 県 知 事
各 市 区 町 村 長 殿
地方厚生(支)局長

厚生労働省政策統括官(情報政策担当)
(公 印 省 略)

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令について(通知)

本日公布された「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」(令和8年政令第271号)により、「医療法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第87号)附則第1条第6号に掲げる規定のうち、公費負担医療制度等における電子資格確認の導入等に関する規定については令和9年4月1日から施行されることとなりました。貴職におかれては、内容について御了知の上、関係団体、関係機関等に周知願います。

なお、今後、施行に必要な省令の改正及び通知の発出を行うこととしており、その内容については別途通知する予定です。

- 別添1 【官報】医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
別添2 (参考) 医療法等の一部を改正する法律公布及び一部施行について(通知)

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年九月四日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第二百七十一号

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）附則第一条第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

医療法等の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定（同法第二条中医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の十二の次に一条を加える改正規定並びに同法第七条第一項、第十七条、第十八条及び第二十九条第一項第三号の改正規定を除く。）の施行期日は、令和九年四月一日とする。

厚生労働大臣 上野賢一郎
内閣総理大臣 高市 早苗